

施策名 (事業名)	社会資本整備総合交付金 (土地区画整理事業)	
目的	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善と宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更を行うことにより、健全な市街地の造成を図り、それにより公共の福祉の増進に資すること	
国の窓口	国土交通省都市局市街地整備課 (国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課)	
道の窓口 (内線番号)	建設部まちづくり局都市環境課区画整理係 (29-575)	
事業の概要	対象団体	地方公共団体、土地区画整理法に基づく土地区画整理組合等
	対象事業	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ○基幹事業(土地区画整理事業)
	採択要件	<補助対象地区>【土地区画整理必携(参考)】 ○公共団体施行 ・面積5ha以上(既成市街地は2ha以上) ・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区 ・補助基本額が3億円以上の地区 ○組合等施行 ・都市計画事業として施行されるもの ・面積10ha以上(既成市街地は2ha以上) ・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区 ・補助基本額が3億円以上の地区 ・施行後の公共用地率が25%以上 ・20ha未満の地区にあつては用地買収方式事業費が総事業費の1/3以上
	補助率 又は 補助額	○補助基本額=土地区画整理総事業費-負担金等控除額(公共施設管理者負担金、鉄道負担金、保留地処分金等) ○補助基本額の限度額 施行区域内の原則として幅員12m以上(既成市街地は幅員8m以上)の都市計画道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費(用地費、補償費、築造費、舗装費及び交通安全施設費等の合計)の額を限度とする ○国費率 6/10 等
	対象経費	建物、工作物等の移転、移設費、道路の改築、舗装費、整地費、河川水路整備費、調査設計費
	財政支援	<起債措置及び交付税措置> ○土地区画整理事業 公共事業等債 起債充当率90%(本来分50%、財対分40%) 交付税措置20%(財対分の1/2)
	その他	○公共団体は、直接補助(国が施行者に直接補助する) ○組合等は、間接補助(北海道又は市町村が施行者に補助する場合、国が北海道又は市町村に対し補助する) ※上記事項は概略であり、詳細については土地区画整理法令要覧、土地区画整理必携等を参照してください
中心市街地活性化法との関連		
<input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業(優遇措置を受けられる項目:) <input type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

道路事業(土地区画整理事業)

土地区画整理事業の助成

- ◇ 土地区画整理事業により施行地区内の都市計画道路も整備されることから、**施行地区内の都市計画道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を限度額として補助する制度**
- ◇ 直接補助と間接補助に分けて整理すると以下のとおり
- ◇ **平成22年度より地方公共団体向け補助金は社会資本整備総合交付金に原則移行**

施行者別補助方式等内訳表

補助の種別	補助方法	交付対象		補助根拠等
		補助事業者	間接補助事業者	
公共団体等区画整理補助事業	直接補助	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県 ○市町村等 ○都市再生機構 	—	「法律補助」 公共団体施行 <ul style="list-style-type: none"> ○「土地区画整理法」第121条 ○「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条 ○「沖縄振興特別措置法」第105条 等 「予算補助」 都市再生機構施行
組合等区画整理補助事業	間接補助	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県、指定都市 ○市町村等 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人 ○農住組合 ○土地区画整理組合 ○都市再生機構 ○地方住宅供給公社 ○区画整理会社 	「予算補助」

- ✓ 土地区画整理事業を実施するため、施行者となりうる者が取り組む基本構想や事業計画案の作成等については、**街路交通調査費補助による助成の外、社会資本整備総合交付金の効果促進事業、都市再生区画整理事業の地区要件に該当する場合は、都市再生事業計画案作成事業による助成がある**
- ✓ 「公共団体等区画整理補助事業」及び「組合等区画整理補助事業」は、それぞれ「土地区画整理事業の施行について」(平成15年5月27日付け国都市第67号)の別紙第一「**公共団体等区画整理補助事業実施要領**」及び別紙第二「**組合等区画整理補助事業実施要領**」に基づき支援

施策名 (事業名)	社会資本整備総合交付金 (都市再生土地区画整理事業)	
目的	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等、都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地において、土地区画整理事業の実施により、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を行うこと	
国の窓口	国土交通省都市局市街地整備課 (国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課)	
道の窓口 (内線番号)	建設部まちづくり局都市環境課区画整理係 (29-575)	
事業の概要	対象団体	地方公共団体、土地区画整理法に基づく土地区画整理組合等
	対象事業	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ○基幹事業(都市再生区画整理事業)
	採択要件	◇地区要件 ○一般地区：次の要件を満たす地区 ・直前の国勢調査に基づくD I D内に係る地区(都市機能誘導区域内については、施行後直近の国勢調査に基づくD I Dに含まれると見込まれる区域を含む) ・「市町村の都市計画に関する基本方針」、「都市再生整備計画」または「立地適正化計画等法」に基づく計画に位置付け ・施行前の公共用地率15%未満(除幹線道路) ○重点地区：一般地区の要件に加え、次のいずれかの地区に該当する地区 ・安全市街地形成重点地区、拠点市街地形成重点地区、歴史的風致維持向上重点地区、都市機能誘導重点地区 ◇面積要件 ・指定容積率(予定を含む) / 100% × (施行面積) ≥ 2.0ha ※一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他の事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の1/2以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む ※安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については、指定容積率(予定を含む) / 100 × (施行面積) ≥ 1.0haとする ※拠点市街地形成重点地区に該当し、公益施設を整備する事業については、指定容積率(予定を含む) / 100 × (施行面積) ≥ 1.0haとする
	補助率 又は 補助額	◇交付率等 ○一般地区 国費率 1/3 ○重点地区 国費率 1/2
	対象経費	○事業計画案作成費 ○土地区画整理事業費(調査設計費、宅地造成費、移転移設費、公共施設工事費等) ○限度額 = 公共用地の増分の用地費 × 2/3 + 公共施設整備費(移転補償費を含む) + 立体換地建築物工事費(共同施設の工事費等を限度) + 公益施設等用地上の従前建築物等の移転補償費 + 浸水対策整地に係る移転補償費 + 電線類地下埋設施設整備費 + 公開空地整備費 + 防災関連施設整備費 + 浸水対策施設整備費 + 浸水対策整地費 + エリアマネジメント活動拠点施設整備費
財政支援	◇起債措置及び交付税措置 ○都市再生区画整理事業 公共事業等債 起債充当率90%(財対分40%)、交付税措置20%(財対分1/2)	
その他		
中心市街地活性化法との関連		
<input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input checked="" type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業(優遇措置を受けられる項目：交付率) <input type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再整備等による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

・交付対象：地方公共団体 ・国費率 1/3 または 1/2

事業の概要

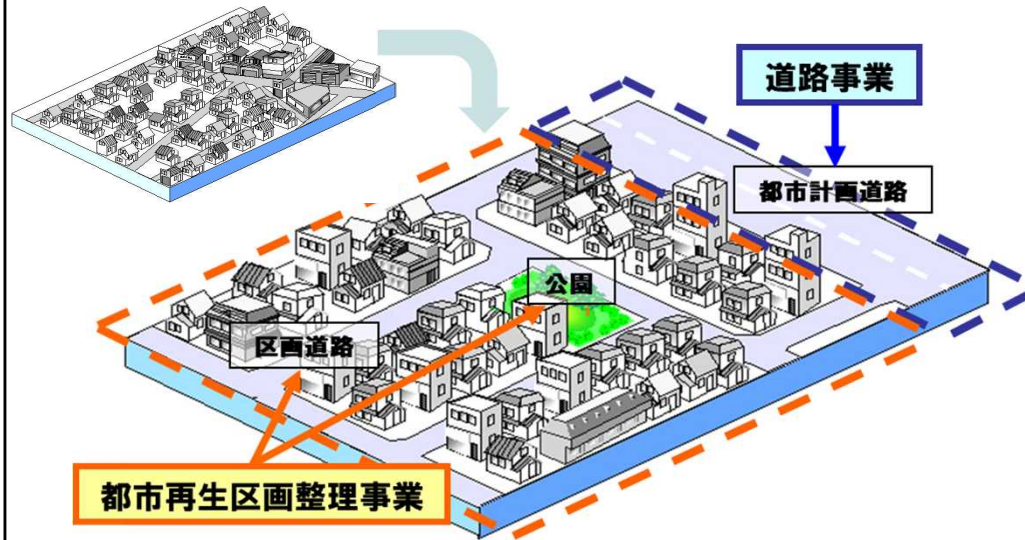
都市再生区画整理事業

- (調査) 都市再生事業計画案作成事業 (国費率：1/3または1/2)
- (事業) 都市再生土地区画整理事業 (国費率：1/3または1/2)
(都市基盤整備タイプ・大街区化タイプ・空間再編賑わい創出タイプ)
- 被災市街地復興土地区画整理事業 (国費率1/2)
- 緊急防災空地整備事業 (国費率1/2)

○交付対象費用 (都市再生区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業)

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、エリアマネジメント活動拠点施設整備費 等

都市再生区画整理事業と道路事業の併用地区のイメージ



都市再生土地区画整理事業 (都市基盤整備タイプ)

○施行地区要件 (以下の全てを満たす地区)

- ・施行面積 × 指定容積率 / 100 × ≥ 2.0 ha
- ・直前の国勢調査に基づくDIDに係る地区 (重点地区はDID内)
- ・市町村マスタープランなどの法に基づく計画等に位置づけ
- ・施行前の公共用地率15%未満 (幹線道路等を除く)

【重点地区 (国費率：1/2)】 (上記の要件に加えて以下のいずれかを満たす地区)

- ・安全市街地形成重点地区 (密集市街地の解消に資する事業等)
- ・拠点的市街地形成重点地区 (都市再生緊急整備地域等で行われる事業)
- ・歴史的風致維持向上重点地区 (歴史まちづくり法の計画に基づく事業)
- ・都市機能誘導重点地区 (立地適正化計画に基づく事業)

被災市街地復興土地区画整理事業

○施行地区要件 (以下の全てを満たす地区)

- ①被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域
- ②被災地の面積が概ね20ha以上
- ③被災戸数が概ね1,000戸以上

緊急防災空地整備事業

○施行地区要件 (土地区画整理事業が予定される地区で次の要件のいずれかを満たす地区)

- ①都市計画決定済みで減価補償地区となると見込まれる地区かつ三大都市圏の既成市街地等のDID内の地区
- ②防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区
- ③高規格堤防の整備を一体的に事業を実施する予定の地区
- ④東日本大震災の被災地に係る推進地域又は計画区域に存する地区
- ⑤被災市街地復興推進地域に存する地区

○交付対象となる費用

緊急防災空地用地の取得 (先行買収) に要する費用

○交付限度額

- ①については、予定される減価補償費の80%
- ②～⑤については、公共用地の増分の用地費の80%

施策名 (事業名)	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
目的	<p>(社会資本整備総合交付金) 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。</p> <p>(防災・安全交付金) 災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図る。</p>
国の窓口	国土交通省都市局市街地整備課 (国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課)
道の窓口 (内線番号)	建設部まちづくり局都市環境課市街地整備係 (29-566)
事業	対象団体 市町村 市町村都市再生整備協議会 等
	対象事業 都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等が対象 詳細については、社会資本整備総合交付金交付要綱附属イ-10-(1)、ロ-10-(1) (都市再生整備計画事業の交付対象事業) に掲記のとおり
	<p>(社会資本整備総合交付金事業) 次のいずれかの要件に該当する地区。</p> <p>【要件①:コンパクトなまちづくりの推進】 ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域 (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域 (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区 (DID) ※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域 (拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載) (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域 ※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。 ※2 直前の国勢調査に基づく(今後、直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む) -ただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していなくても、(1)の区域において実施可能 -立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等 (①市街化区域内の人口密度が40人/h a以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等) により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。</p> <p>【要件②:市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】 ○地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域 (1) 歴史的風致維持向上計画 (2) 観光圏整備実施計画 (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等</p> <p>【要件③:都市計画区域外における地域生活拠点の形成】 ○地域生活拠点:都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域 (基幹市町村※の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分) (1) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。 (2) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。 ※基幹市町村:都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村:都市計画区域を有しない市町村</p> <p>【要件④:産業・物流機能の強化】 ○産業促進区域 (市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域 (市街化区域等外を含む)) であり、以下のいずれかの区域【(1)、(2)ともに、複数の要件を満たす必要】 (1) 半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関連する区域。(国策的プロジェクトは内閣府が選定) (2) 以下のいずれかに該当する企業が立地する区域 (団地面積が概ね10ha以上等の要件有り) 【令和10年度末までに国に提出される都市再生整備計画に限る】 ●「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業 ●「経済安全保障推進法施行令に基づく特定重要物資」を取扱う企業 ●「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業</p>
採択要件	

<p style="text-align: center;">の 概 要</p>	<p>(防災・安全交付金事業) 次のいずれかの要件に該当する地区。</p> <p>【要件①:防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】</p> <p>○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※1 ・災害リスクの高い地域を含まない区域 ・以下のいずれかの区域 <p>(1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※2から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※2から半径500mの範囲内の区域</p> <p>(2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域</p> <p>※2 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。</p> <p>－ただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していなくても、(1)の区域において実施可能</p> <p>－立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。</p> <p>【要件②:市街化調整区域・非線引き白地地域における防災拠点の形成】</p> <p>○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※3 ・人口減少率が原則20%未満の市町村 ・市町村マスタープランに地域の拠点として位置付けられた区域 ・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域 ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例を制定している場合、当該条例に係る区域を図面、住所等で客観的に明示し、かつ、当該事項と齟齬のない区域 ・災害リスクの高い地域を含まない区域 <p>【要件③:都市計画区域外における防災拠点の形成】</p> <p>○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※1 ・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域 ・災害リスクの高い地域を含まない区域 <p>※1 令和6年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。</p> <p>※3 令和7年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。</p>
<p style="text-align: center;">補助率 又は 補助額</p>	<p>事業費に対して概ね4割(交付金の額は一定の算定方法により算出)</p> <p>ただし、歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等に基づく事業実施の場合は、交付率が45%に高上げ</p> <p>※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率:45%</p>
<p style="text-align: center;">対象経費</p>	<p>上記対象事業に要する費用</p> <p>詳細については、社会資本整備総合交付金交付要綱附属編の表10-(1)、ロ-10-(1)(都市再生整備計画事業の交付対象事業)の交付対象事業の費用の範囲に掲記のとおり</p>
<p style="text-align: center;">財政支援</p>	<p>起債措置及び交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画事業(下記以外の事業) <p>公共事業等債 市町村(指定市含む) 90% 交付税措置 20%(財対分の1/2)</p> <p>※詳細は起債・交付税担当課に確認のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備に係るものは下水道事業債を、公営住宅整備に係るものは公営住宅建設事業債をそれぞれ充当する
<p style="text-align: center;">その他</p>	
<p>中心市街地活性化法との関連</p> <p><input type="checkbox"/> 直接関係する事業</p> <p><input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業</p> <p><input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業(優遇措置を受けられる項目:)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業</p>	